

商品概要説明書

P E T ・健康診断定期積金「健康生活」

(令和8年4月1日現在)

商品名	・ P E T ・健康診断定期積金「健康生活」(定額式)
ご利用いただける方	・ 個人のみ
取扱期間	・ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
掛込期間	・ 1年
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・ 掛込周期は1か月とします。 ・ 1回あたり10,000円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。(月割計算) ・ 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利(約定利回り)は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
特典	<p>PET-CT、人間ドック、脳ドック、健康診断の検診料割引</p> <ul style="list-style-type: none">・ 香川県厚生農業協同組合連合会(以下、厚生連という)が実施するPET-CT検診、人間ドック(日帰り・一泊)、脳ドックを受診する際に検診料(オプション検査料を含む)が5%割引されます。・ 当組合の健康増進活動による施設健診・巡回健診も対象となります。 <p>【特典にかかる留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会社や地公体等からの費用助成がある場合は割引対象となりません。・ 検診料の割引は、ご契約者様本人の検(健)診に限ります。・ ご契約日から満期日までの検(健)診が割引の対象となります。(受診日の前日までに契約したもの)・ PET-CT検診、人間ドックおよび脳ドックの確認を厚生連が行うため、個人情報取扱いに関する説明および厚生連への情報提供の同意が必要となります。・ 中途解約の場合は、割引の適用がなくなります。・ 組合員の方は、『当組合が発行する「組合員証」による割引』との併用も可能です。「組合員証」を利用する場合は、「組合員証」の割引後に5%割引が適用されます。(他の割引と併用する場合も同様)・ 厚生連で実施される夫婦割との併用も可能です。その場合は、夫婦それぞれ契約が必要となります。・ 組合員外の方も割引を適用します。 <p>【検診にかかる留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・ PET-CT検診、人間ドックおよび脳ドックの1日あたりの受入件数に制限があるため、検診日は希望に添えない場合があります。・ PET-CT検診、人間ドックおよび脳ドックの検診前に、厚生連より電話にて検診の確認・日程調整があります。・ PET-CT検診は、滝宮総合病院でのみ実施します。・ 検(健)診料の支払いは、現金、クレジットカード(JAカード等)または口座振替になります。

付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。 ・満期日に税引後受取額を指定口座へ自動振替することができます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約時の普通貯金利率により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融部金融管理課(電話:087-825-0227)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会(電話:089-941-6279) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品はATM、JAネットバンク(「JAバンクアプリプラス」含む)でのご契約はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA香川県